

平成29年12月28日



各 位

会 社 名 株式会社クレスコ
 代表者名 代表取締役 社長執行役員 根元 浩幸
 (コード番号：4674東証一部)
 問合せ先 取締役 常務執行役員 杉山 和男
 財務経理本部長
 (TEL 03-5769-8011)

**第三者割当による行使価額修正条項付第4回新株予約権（行使許可条項付）
 並びに行使価額修正選択権付第5回及び第6回新株予約権（行使許可条項付）
 の発行に係る払込完了に関するお知らせ**

当社は、平成29年12月13日付の取締役会において決議いたしました、クレディ・スイス証券株式会社を割当先とする第三者割当による株式会社クレスコ第4回新株予約権、第5回新株予約権及び第6回新株予約権（以下、各々を「第4回新株予約権」、「第5回新株予約権」及び「第6回新株予約権」といい、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）の発行に関して、平成29年12月28日、本新株予約権に係る発行価額の総額（23,114,000円）の払込が完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

本新株予約権の発行に関する詳細につきましては、平成29年12月13日付プレスリリース「第三者割当による行使価額修正条項付第4回新株予約権（行使許可条項付）並びに行使価額修正選択権付第5回及び第6回新株予約権（行使許可条項付）の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

(参考)

本新株予約権の概要

(1) 割 当 日	平成29年12月28日
(2) 新株予約権の総数	6,000個 第4回新株予約権 2,000個 第5回新株予約権 2,000個 第6回新株予約権 2,000個
(3) 発 行 価 額	総額23,114,000円（第4回新株予約権1個につき3,165円、第5回新株予約権1個につき4,268円、第6回新株予約権1個につき4,124円）
(4) 当該発行による潜在株式数	潜在株式数600,000株（本新株予約権1個につき100株） 第4回新株予約権：200,000株 第5回新株予約権：200,000株 第6回新株予約権：200,000株 上限行使価額はありません。 下限行使価額は、いずれの本新株予約権についても3,357円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は600,000株です。
(5) 資金調達額（差引手取概算額）	3,034,114,000円（差引手取概算額）（注）
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額 第4回新株予約権 4,316円 第5回新株予約権 5,035円 第6回新株予約権 5,754円 第4回新株予約権の行使価額は、第4回新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、

	<p>その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正されます。但し、上記の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。</p> <p>また、当社は、資本政策のため必要があるときは、当社取締役会の決議により、第5回新株予約権及び第6回新株予約権の行使価額を、平成30年6月29日以降、平成31年12月26日まで(同日を含みます。)のいずれかの日を修正日として、修正することができます。この場合、当社は、直ちにその旨を新株予約権者に通知するものとし、行使価額は、当該取締役会決議の翌取引日(以下「修正日」といいます。)以降、当該取締役会決議が行われた日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正されます。但し、上記の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。</p> <p>なお、上記にかかわらず、当社は、以下の場合には、第5回新株予約権及び第6回新株予約権の行使価額の修正を行うことができません。</p> <p>① 当社又はその企業集団に属するいずれかの会社に関する未公表の事実であって、それが公表された場合に当社の株価に相当な影響を及ぼすおそれがある事実(金融商品取引法第166条第2項及び第167条第2項に定める事実を含みますがこれらに限られません。)が存在する場合</p> <p>② 直前の修正日から6ヶ月以上経過していない場合</p>
(7) 募集又は割当方法 (割 当 先)	クレディ・スイス証券株式会社に対する第三者割当方式
(8) 行使制限措置	<p>第4回新株予約権に関して、当社は、割当先であるクレディ・スイス証券株式会社(以下「割当先」といいます。)との間で、本新株予約権の募集に関する金融商品取引法に基づく届出の効力発生をもって締結した本新株予約権に係る第三者割当契約(以下「本第三者割当契約」といいます。)において、下記の内容を合意しております。</p> <p>・新株予約権の行使制限措置</p> <p>割当先は、所定の適用除外の場合を除き、いずれの暦月においても、当該暦月において第4回新株予約権の行使により交付されることになる当社普通株式の数の合計が、平成29年12月28日における上場株式数の10%を超えることとなる第4回新株予約権の行使(以下「制限超過行使」といいます。)を行わないものとします。</p> <p>割当先は、第4回新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ、当該第4回新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて当社に確認するものとし、当社は、割当先からかかる確認を受けた場合、直ちに回答するものとし、</p> <p>当社は、当社の発行した時価連動型新株予約権等を保有する(割当先以外の)いかなる者に対しても、制限超過行使を行わせないものとします。</p>
(9) そ の 他	<p>当社は、割当先との間で、本第三者割当契約において、以下の内容を合意しております。</p> <p>・割当先は、当社に本新株予約権の行使を申請し、当社が許</p>

	<p>可した場合に限り本新株予約権を行使することができること。</p> <ul style="list-style-type: none">• 割当先は、平成 31 年 12 月 13 日以降同年 12 月 26 日までの間に当社に対して通知することにより、本新株予約権の買取りを請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権を払込金額と同額で買い入れること。• 割当先は、当社取締役会の承認を得ることなく本新株予約権を譲渡しないこと。
--	---

(注) 資金調達の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

以 上